

京都府図書館等連絡協議会実務研修会（南部会場）概要

テーマ：児童虐待と図書館

演 題：児童虐待の現状

講 師：京都府家庭支援総合センター 相談・判定課 参事 兒玉 周司 氏

会 場：向日市立図書館

日 時：令和元年12月10日（火）14時～16時

参加人数：23名

概 要：図書館の利用者の中には、長時間を無為に過ごして帰ろうとしない等、虐待を受けているのではないかと懸念される事例も見受けられることから、虐待を巡る現状や、図書館の職員として適切な対応について専門的な見地からの知識に触れる機会として、今回の研修が企画された。

府内には家庭支援総合センターの他に5つの児童相談所があり、また、児童虐待は他の家庭問題とも密接に関係するため、子どもの問題だけでなく幅広い家庭の問題に対応する体制となっている。

児童虐待は①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④ネグレクト（放置）の4つに分類され、子どもの心身の成長や発達に重大な影響を及ぼす。大人になって自分が子育てする時に自分の子どもを虐待したり、他者との人間関係の構築がうまくいかずに非行や犯罪につながる事もある等、将来に渡って長く影響が残る。子どもを正しく導くしつけとは違って、その時々保護者の気分で態度を左右して、決して正当化されるものではない。

近年は兄弟など他者への虐待を見せることも心理的虐待として取り扱われるようになり、府内6箇所児童相談所への相談、通告件数も年々増加傾向にある。虐待する者は実父や実母が多く、年齢、学歴、年収等関係がないと言われている。虐待の背景には保護者、子ども、養育環境等の要因が複雑に絡み合っているため、子どもだけでなく家庭の問題として、総合的な支援が求められる。

虐待を早期に発見し、対応するためには、図書館を含む関係機関、団体、職務上関係のある個人が、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める他、発見した時には都道府県の福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないと児童虐待防止法に定められている。

実際の場面では、声をかける等により、気にかけている事を伝え、安心して話せる人間関係を築く事が大切である。些細な情報であっても重要なものである場合もあるので、疑わしい時には児童相談所等や市町村の子ども支援担当課と情報を共有する事により、その子どもへの対応の仕方や注意点等、既に把握されている情報を得ることもある。

家庭や学校に居場所がない子どもが図書館に逃げ込む事はあり得る事で、図書館としては温かく見守り、寄り添っていくことが一番大事ということであった。子どもの生命に関わる問題であり、他機関との連携を図っていく必要を強く認識する機会となる研修になった。